

○自転車利用者に対する安全指導要綱の制定について

(平成 20 年 3 月 18 日例規第 61 号)

この度、別添のとおり「自転車利用者に対する安全指導要綱」を定め、平成 20 年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

自転車利用者に対する安全指導要綱

第 1 目的

この要綱は、自転車の基本的な交通ルール の周知と遵守を促し、迷惑・危険な運転に対する安全指導を行うとともに、教育機関等への情報提供に関し必要な事項を定め、もって道路利用者の安全の確保を図ることを目的とする。

第 2 安全指導の基本

- 1 警察官及び交通巡視員は、道路利用者の安全を確保するため、交通安全教育の一環として自転車利用者に対し、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 街頭における安全指導
 - (2) 交通安全教室の開催
 - (3) 広報啓発活動
 - (4) 教育機関との連携
 - (5) 指導強化の日における活動
 - (6) その他本部長が必要と認めるもの
- 2 前記 1(5)に規定する指導強化の日は毎月 20 日（通称「カルガモの日」）とし、自転車を対象とした指導活動を強化するものとする。

なお、署において当該指導活動の強化を図る場合であって、20 日が土曜日、日曜日又は祝日（振替休日も含む。）のときは、署長は署情により実施日を変更することができる。
- 3 具体的な安全指導の方法は、交通部長が別に定めるものとする。

第 3 推進体制

1 県本部

推進責任者

県本部に推進責任者を置き、交通企画課長をもって充てる。推進責任者は、自転車利用者に対する安全指導に関し、その運用、連絡調整及び指導監督に関する事務を総括するものとする。

2 署

(1) 実施責任者

署に実施責任者を置き、署長をもって充てる。実施責任者は、自転車利用者に対する安全指導に関し、適正な実務的運用が図れるよう指示するものとする。

(2) 指導責任者

署に指導責任者を置き、交通（第一）課長をもって充てる。指導責任者は、自転車利用者に対する安全指導に関し、適正な運用が図られるよう当該安全指導に係る職員を指導するものとする。

第4 高校生に対する安全指導

自転車を利用する高校生の健全育成と道路利用者の安全の確保を目的として、静岡県教育委員会及び静岡県私学協会と静岡県警察本部が、それぞれの役割を果たし、高校生の自転車事故防止に関して、緊密に連携して対応するものとする。

1 協定に基づく連携

県本部及び署は、「高校生の安全な自転車利用に関する学校警察連携制度」に関する協定書(以下「協定書」という。)による協定事項に基づき、教育機関へ自転車の安全指導に関し、必要な情報を提供するものとする。

2 情報提供の方法

実施責任者は、高校生の交通安全を確保するため、協定書に記載のある教育機関からの要請により交通安全情報の提供、別に定める自転車安全指導カードの閲覧その他必要な情報を提供できるものとする。

3 運用に当たっての留意事項

実施責任者は、運用に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 高校生に対する適切な安全指導に資するため、相互に緊密な連携を図り、良好な関係を保持するよう努めること。
- (2) 連携に当たっては、相互理解及び信頼を保持するため、正確な連絡に努めること。
- (3) 職務上知り得た個人情報の取扱いは慎重に行い、職務遂行上必要な場合を除いて他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第5 報告

活動に伴う効果的な事例、紛議等を認知したときは、速やかにその内容を交通企画課長を経由し本部長に報告しなければならない。

別添

(写)

「高校生の安全な自転車利用に関する学校警察連携制度」に関する協定書

静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）及び静岡県私学協会（以下「私学協会」という。）と静岡県警察本部（以下「警察本部」という。）は、静岡県内の高校生の交通事故の多発化、交通ルール・マナーを守る規範意識の低下等の現状を踏まえ、自転車を利用する高校生の交通事故防止と道路利用者の安全の確保を図るため、相互に連携し、次のとおり協定を締結する。

（制度の目的）

第1条 この協定は、静岡県内の自転車を利用する高校生が、自他の生命を尊重する意識を持ち、交通安全意識を高め、交通事故の当事者になることなく、充実した高校生活を送ることができるように、県教委及び私学協会と警察本部とが、高校生の自転車事故防止に関して、自らの役割を果たしつつ、問題の存在を相互に理解し、緊密に連携して対応することを目的とする。

（制度の名称）

第2条 この協定に基づく制度は、「高校生の安全な自転車利用に関する学校警察連携制度」と称することとする。

（連携機関）

第3条 この協定による連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 静岡県内の県立高等学校及び私立高等学校（以下「学校」という。）
- (2) 静岡県内の各警察署（以下「警察署」という。）

（連携機関の役割）

第4条 学校は、自校生徒の自転車に係る安全指導に努めるとともに、具体的な教育的指導を行う上で必要な場合には、警察署に情報を求めることができる。

2 警察署は、高校生の交通安全を確保するため、「自転車安全指導カード」の交付などにより自転車に係る安全指導を推進し、学校からの要請により次に掲げる情報の提供をする。

- (1) 交通安全情報
- (2) 街頭活動での自転車に係る指導事案の内容（氏名等の個人情報を含む。）

（連絡責任者）

第5条 この協定書に関する連絡責任者は、県教委にあつては体育保健課長、私学協会にあつては私学協会事務局長、警察本部にあつては交通部交通企画課長とする。

(秘密の保持)

第6条 連携機関は、この協定書の運用に際して知り得た個人に関する情報の取扱いについては慎重に行い、秘密の保持に努めるとともに、この協定の目的から逸脱した扱いは厳にこれを禁ずる。

2 連絡責任者は、前項の規定を厳守するよう適時適切な指導等を行うものとする。

(連携における配慮事項)

第7条 この協定に基づく連携に当たっては、相互理解及び信頼保持のため、正確な連絡を期すものとし、生徒への指導等に当たっては、連携機関がそれぞれ本制度の趣旨を踏まえ、適切に行うものとする。

(協議)

第8条 この協定を円滑に実施するため、県教委及び私学協会と警察本部は、必要に応じて、協議を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定を実施するために要する費用は、連携機関がそれぞれに負担するものとする。

(施行期日)

第10条 この協定による連携制度は、平成20年4月1日から行うものとする。

この協定の成立を証するため、協定書3部を作成し、それぞれが署名押印の上、各自1部を保有する。

平成20年3月18日

静岡県教育委員会

教育長

遠藤 亮平

静岡県私学協会

会長

長谷川 了

静岡県警察本部

本部長

原田 宗宏